

福祉サービスのご案内
(療育手帳用)

屋久島町役場福祉支援課

屋久島町内には、身体や知的、精神に障がいを持つ方の団体があり、様々な活動に取り組んでいます。

各団体では随時会員を募集していますので、興味のある方はお気軽にご連絡ください。

各福祉団体の紹介

団体名	活動内容	連絡先
<p>屋久島町身体障害者 福祉協会</p>	<p>及び指ををフス、業組 上目携睦ル者加事り 向を連親ゴ害参談取 の進とのド障の相に 祉促体者ン県へる業 福の団いウや等す事 者加係がラ催会関なす。 い参関障グ開大に々ま が会、るのツイ様 障社てりめ会ーがどで びし図深大ポ障なん</p>	<p>福祉支援課まで ご連絡ください ☎43-5900</p>
<p>屋久島町精神障がい 者家族会 (石楠花未来館)</p>	<p>精神の安(階オしいな な族)ケて者つ 要家館1ラ通がと 必る来一カを障場 がい未ーや動精の 援が花ンタや精神の 支者楠ン作なむ憩 に石セ物々住のす日 内がい合小様に族ま 身障で総、ど内家活 神会房はな町とて</p>	<p>福祉支援課まで ご連絡ください ☎43-5900</p>
<p>屋久島町手をつなぐ 育成会的障がい者 (知的障がい者)</p>	<p>立目及で動レし自を 自を人体活のおと社会 の)本団ンどとき社 者援・の本なをいるま い支者ラ会ンきせ が活護者ヤ大ヨいら 障・生保キキシが暮 的・た支報つーもく活 知就との広ちエ誰して (的びすやくて分願</p>	<p>福祉支援課まで ご連絡ください ☎43-5900</p>

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
障害基礎年金	療育障害 B2以上	国民年金法で定める障害等級表(1級・2級)に該当する障がいを持つ者で、20歳に達した時から支給されます。 ※左欄の等級は目安ですので詳しくは所管課までお問い合わせください。	健康長寿課
屋久島町営住宅の減免	障害者手帳所持の方	家賃の4分の1を減免します。ただし、減免額が1千円に満たない場合は1千円を減免額とします。 ※所得制限あり	建設課
所得税及び住民税の減免	療育障害 B1～B2	【障害者控除】 所得税 27万円、住民税 26万円の控除が受けられます。 ※控除認定は福祉支援課までご相談ください。	税務署 (所得税) 町民課 (住民税)
	療育障害 A1～A2 の方	【特別障害者控除】 所得税 40万円、住民税 30万円の控除が受けられます。 ※控除認定は福祉支援課までご相談ください。	
自動車税の減免	療育障害 A1～A2 の方	左記の欄に該当する障がい者が所有する自動車で、障がい者が運転する自動車、または、障がい者(児)の通学・通院等のために生計を一にする者が運転する自動車について減免します。 ※生計同一者が運転する場合には、生計同一を証明する福祉支援課の証明書が必要です。	熊毛支庁 県税課 (自動車税)
軽自動車税の減免			町民課 (軽自動車税)

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
障 害 児 福 祉 手 当	20 歳 未 満 の 障 害 児	20 歳 未 満 の 障 が い 児 で、日 常 生 活 で 常 時 の 介 護 を 要 す る 者 の 在 宅 生 活 を 向 上 さ せ る た め に 支 給 さ れ る 手 当 で す。該 当 条 件 が あ る た め、詳 し く は 福 祉 支 援 課 ま で お 問 い 合 わ せ く だ さ い。	福 祉 支 援 課
特 別 障 害 者 手 当	20 歳 以 上 の 障 害 者	20 歳 以 上 で 障 が い を 2 つ 以 上 持 つ、ま た は 重 度 の 障 が い の た め 日 常 生 活 能 力 に お い て 常 時 介 護 を 要 す る 者 の 在 宅 生 活 を 向 上 さ せ る た め に 支 給 さ れ る 手 当 で す。該 当 条 件 が あ る た め、詳 し く は 福 祉 支 援 課 ま で お 問 い 合 わ せ く だ さ い。	福 祉 支 援 課
特 別 児 童 扶 養 手 当 (1 級)	20 歳 未 満 の 障 害 児	20 歳 未 満 の 重 度 の 障 が い 児 を 監 護 し て い る 保 護 者 に 支 給 さ れ ま す。該 当 要 件 が あ る た め、詳 し く は 福 祉 支 援 課 ま で お 問 い 合 わ せ く だ さ い。	福 祉 支 援 課
特 別 児 童 扶 養 手 当 (2 級)	20 歳 未 満 の 障 害 児	20 歳 未 満 の 中 度 の 障 が い 児 を 監 護 し て い る 保 護 者 に 支 給 さ れ ま す。該 当 要 件 が あ る た め、詳 し く は 福 祉 支 援 課 ま で お 問 い 合 わ せ く だ さ い。	福 祉 支 援 課
ね た き り 老 人 等 介 護 手 当	療 育 A1 ~ A2 の 方	左 記 の 欄 に 該 当 し、介 護 サ ー ビ ス を 受 け て い な い 方 の 介 護 者 に 対 し て 4 か 月 に 1 回 手 当 金 を 支 給 す る 制 度 で す。 ※ 住 宅 改 修 ・ 福 祉 用 具 の 貸 与 ・ 購 入 は 除 く	福 祉 支 援 課

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
日中一時 支援事業	手帳所持の 方	在宅で障がい児・者を介護している 人が疾病、事故、出産や旅行などで 一時的に介護ができない場合に、1か 月に10日を限度として、施設におい て、日帰りで入浴、排せつ、食事の介 護、その他支援が受けられるものです。	福祉支援課
自動車免 許取得助 成金	療育手帳所 持の方	身体障害3級以上または療育手帳 をお持ちの方に免許交付から3か月以 内に申請いただいた方に、入所料、教 材費、適性検査料等の負担額を最大 10万円まで支給する制度です。	福祉支援課
自立支援 医療育成 医療	18歳未満のみ	身体障がいをもつ児童または現在 疾患等を放置すると将来において障 がいを残すものと認められる児童に対 して、その身体障害を除去・軽減される 手術等の医療費の一部を公費負担 する制度です。	福祉支援課
NHK受信 料免除	半額減免の 方 (右欄の方)	世帯主が視覚障害又は重度の身 体障害、知的障害、精神障害の方が 対象です。 ※重度の身体障害の方とは2級以上 の方です。	福祉支援課
	全額減免の 方 (右欄の方)	世帯員の中に身障手帳、療育手 帳、精神手帳をお持ちの方がおりかつ 住民税非課税世帯の方が対象です。	福祉支援課

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度	身 体 障 害 3 級 で 右 欄 に 該 当 す る 場 合	重 度 心 身 障 害 者 (児) が 保 険 で 医 療 を 受 け た 場 合 、 自 己 負 担 額 に 対 し て 助 成 を 行 う 。 身 体 障 害 3 級 の 交 付 を 受 け た も の で 、 かつ 鹿 児 島 県 中 央 児 童 相 談 所 ま た は 鹿 児 島 県 知 的 帳 障 害 者 更 生 相 談 所 に IQ 50 以 下 と 判 定 さ れ た も の で す 。	福 祉 支 援 課
有 料 道 路 の 割 引	障 害 手 帳 所 持 の 方 又 は 障 害 者 が 乗 車 す る 自 動 車 を 運 転 す る 方	障 が い 者 本 人 も し く は 本 人 以 外 の 者 が 、 通 勤 、 通 学 、 通 院 等 の 移 動 の た め に 運 転 す る 自 動 車 で 、 有 料 道 路 (高 速 道 路) の 割 引 が 適 用 さ れ る 制 度 に な り ま す 。	福 祉 支 援 課
心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度	手 帳 所 持 の 方	本 人 の 保 護 者 又 は 扶 養 義 務 者 で 65 歳 未 満 の も の で あ れ ば 、 最 大 2 口 ま で 加 入 で き 、 加 入 者 が 事 故 及 び 疾 病 で 扶 養 能 力 が な く な っ た 場 合 、 並 び に 死 亡 し た 場 合 に 本 人 に 対 し 、 1 口 に つ き 2 万 円 の 年 金 が 給 付 さ れ ま す 。	福 祉 支 援 課
旅 客 運 賃 割 引 制 度	手 帳 所 持 の 方	離 島 割 引 と の 併 用 は で き ま せ ん が 、 公 共 交 通 機 関 で 障 害 者 手 帳 を み せ る こ と で 割 引 を 受 け ら れ る 可 能 性 が あ り ま す 。	福 祉 支 援 課

(汽 車 ・ 航 空 機 ・ 高 速 船 ・ フェリー ・ タ
クシー ・ バス など)

※役場各課で行う手続きはお近くの役場出張所窓口でもできる場合がありますので、各出張所か担当課までお問い合わせください。

【連絡先一覧】

施設名	課名等	所在地	電話
役場本庁	福祉支援課 (福祉事務所)	長峰	43-5900
〃	健康長寿課	〃	〃
〃	建設課	〃	〃
〃	町民課	〃	〃
宮之浦出張所	地域住民課	宮之浦	〃
安房出張所	〃	安房	〃
尾之間出張所	〃	尾之間	〃
栗生出張所	〃	栗生	48-2231
口永良部出張所	〃	口永良部島	49-2100
県屋久島事務所	屋久島保健所	松峯	46-2024
種子島税務署	種子島税務署	西之表市	0997-22-0440
県熊毛支庁	県税課	〃	0997-22-0006